

D X人材育成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

D X人材育成業務委託

(2) 業務の目的

富良野市では、令和6年3月に富良野市D X推進計画を策定し、「ひとにやさしいデジタル都市をめざして」を基本理念に掲げ、人間中心の未来社会を実現するデジタル化の推進を図ることとした。富良野市D X推進計画の中で、「D Xの推進に関する8つの基本施策」の中に「デジタル人材の育成」を掲げ、D Xを進めるにあたり、日常業務においてたえず問題意識を持ち、業務の見直しや改善を試みようとする職員の人材育成が必要であると位置づけ、本市のD X推進を牽引する「D X推進員」を選定してD X推進チームを設置し、ワークショップ等の研修や実践的な演習により、アナログ的な作業等のD X化を通じたスキルアップを行うこととした。このため、本業務は富良野市職員に対して、基本的な ICT リテラシーや BPR を進めるための知識、簡易なシステムの内製化に係るスキルを身に付けることを目的とする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務内容

「D X人材育成業務委託仕様書」を参照

(5) 提案上限額

3,630,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

2. 担当部局・提出先

富良野市 総務部 スマートシティ戦略室
住 所：〒076-8555 富良野市弥生町1番1号
電 話：0167-39-2305（直通）
Eメール：scf@city.furano.hokkaido.jp

3. 参加資格要件

(1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件

次の①から⑥の要件をすべて満たす事業者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
- ②破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続きをしていない。
- ③富良野市暴力団排除条例（平成26年12月22日条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない。
- ④宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない。

- ⑤富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない。
- ⑥その他、当該業務担当者との打合せを適切に行うことができる。

(2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「2. 参加資格」(1) の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

- ①参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書(様式4)を提出すること。これに基づき、本件委託業務を共同で行うこと。
- ②代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
- ③1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

4. スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約履行完了までのスケジュールは次のとおり。

令和6年6月10日(月)	公募の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始
7月1日(月)	参加申込関係書類の提出期限
7月8日(月)	質問の提出期限
7月16日(火)	企画提案関係書類の提出期限
7月25日(木)	審査会での企画提案説明(以下「プレゼン」という。)
7月下旬	審査結果通知、受託候補者決定、入札(見積合わせ)の通知
8月上旬	委託契約締結
令和7年3月31日(月)	委託契約履行期限

5. 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期間内に提出すること。作成書類は「A4サイズ」を基本とする。

(1) 参加申込関係書類

①提出書類

- ア. 参加申込書(様式1) 1部
- イ. 納税証明書(その3の3) 1部 ※取得から3か月以内の写し
- ウ. 履歴事項全部証明書 1部 ※取得から3か月以内の写し
- エ. 業務委託共同企業体協定書(様式4) 1部 ※共同企業体の場合のみ

②提出期限

令和6年7月1日(月) 午後5時

③提出方法

簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出(2. 担当部局・提出先を参照)。

(2) 企画提案関係書類

①提出書類

- ア. 企画提案書のかがみ(様式2) 1部
 - イ. 企画提案書(任意様式) 1部
- (企画提案書には、実施体制・工程・実績・提案内容・参考見積を記載すること)
※参考見積は項目ごとに把握しやすいように配慮すること。(税込金額で記載)

②提出期限

令和6年7月16日（火）午後5時

③提出方法

簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出（2. 担当部局・提出先を参照）。
提出書類ア・イについては、別途、PDF ファイルを期限内に提出すること。

（3）公募型プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出すること。
（2. 担当部局・提出先を参照）

6. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

（1）受付期限

令和6年7月8日（月）午後5時

（2）提出方法

質問は、文書（任意様式A4サイズ）により行うこと。簡易書留郵便・電子メールまたは持参により富良野市へ提出。（2. 担当部局・提出先を参照）

（3）質問の回答

富良野市は、質問書を受理後7日以内に回答する。電話や口頭による照会対応は行わず、回答は電子メール（書面等）による。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- （1）提出期間内に必要書類が提出されなかった場合。
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （3）提出書類が本書で示す条件に適合しない場合。
- （4）本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合。
- （5）審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

8. 審査及び選定

富良野市職員で構成する「DX人材育成業務委託審査会」が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査と選定をする。

- （1）企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

審査項目	審査の視点	配点
①実施体制	事業に関わる人員が十分な能力や資格、実績を有しており、実働人員の確保、事業実施に向けて十分な体制が示されているか。	15
②工程	仕様書記載事項を踏まえ、良質で着実な業務遂行ができるようスケジュールリングされているか。	10
③実績	同種及び類似業務の受託実績は十分か。	20
④提案内容（全般）	富良野市DX推進計画の基本理念や事業目的を十分に理解し、これらを発展させることができる提案がされているか。	15
⑤提案内容（実現性）	富良野市の実態等を考慮した、より具体的な提案であるか。示された工程期間内に実現可能な提案であるか。	15
⑥提案内容（独創性）	独自のノウハウや知識を生かした創意工夫による効果が見込め、職員のスキルアップに資する内容となっているか。	15
⑦参考見積	積算の内訳が適切に示され、提案内容に対し適正であるか。	10
合 計		100

(2) プレゼン実施に関する事項（詳細は別途連絡）

①開催日時・会場

令和6年7月25日（木）13時30分、会場は富良野市複合庁舎内を予定。

参加事業者からの申し出により、オンラインでの実施も可とする。

②参加人数

5名までとする。

③留意事項

プレゼンは30分以内とする。提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこと。終了後に質疑応答を実施。

プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは富良野市が準備する。それ以外の必要な機器等は、参加事業者が準備すること。

9. 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先（受託候補者）の特定

「DX人材育成業務委託審査会」により選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、富良野市のホームページで公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定に該当する。
- ②最優秀者が、破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。
- ③最優秀者が、富良野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する。
- ④最優秀者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤最優秀者が、富良野市から指名停止の措置を受けている。
- ⑥最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
- ⑦その他の理由により、最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となった。

(2) 業務委託契約金額

富良野市の定める本業務委託契約の予算範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ①本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。

(4) 非特定理由に関する事項

- ①見積書徴取の相手先として特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を、富良野市長が書面（非特定通知書）で通知する。
- ②前項（①）の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）することにより、富良野市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③富良野市は、前項（②）による書面を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面等により説明を行わなければならない。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しない。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と業務委託請負者で別途協議する。